**２　定款変更届出手続**

**（１）概要**

　　○　社会福祉法人の定款変更手続のうち，次の事項については，所轄庁への定款変更認可申請ではなく，遅滞なく定款変更届出書により届け出ること。

（法第45条の36第４項，法施行規則第４条）

　　　　【変更届出事項】

①　事務所の所在地の変更に関すること。

　　　　②　資産の変更に関する事項の変更に関すること。

（基本財産が増加する場合に限る。）

　　　　③　公告の方法の変更に関すること。

○　所轄庁は，法人から定款変更届出書が提出された場合には，形式的要件に適合していないときは，法人の同意の上で補正を求め，法人からの再提出があった時点で収受を行うものとする。

なお，定款変更届出書の受理通知等は行わない。

このため，法人においては，所轄庁に提出した定款変更届出書と同一のものを保管すること。

○　なお，所轄庁が市町である場合は，直接，当該市町法人担当課に届出をすること。

○　また，**定款の変更日**は，特に定めを行っていないときは**評議員会の決議日**となり，その日から効力を生じる。

**定款の附則に記載する「施行日」**は，**「評議員会の決議日」**とすること。

**※定款の附則の記載（例）**

（※届出時の書類「変更後の定款」の附則に，届出年月日を追記すること。）

　附　則（令和○年○月○日広島県知事届出）

　　　この定款は，令和○年○月○日（評議員会決議）から施行する。

**（２）定款変更届出事項**

**ア　法人の事務所の所在地の変更**（**法第31条第１項第4号，法施行規則第4条第1項第１号）**

**イ　資産に関する事項の変更（法第31条第1項第９号，法施行規則第4条第1項第2号）【基本財産（土地，建物，現金）の増加に限る。】**

1. 基本財産の増加に限る。ただし，基本財産の減を伴う場合は，事前に所轄庁の「基本財産の処分承認」を受けた後，定款変更認可申請を行うこと。
2. 基本財産の記載に当たっては，不動産登記簿の表示と同一とすること。

　　　　③　なお，基本財産の定款への表記方法については，基本財産の増加等に伴い別表として，一覧で表記することが望ましいこと。

※　表記方法については，「１定款変更認可申請手続」の「別記（基本財産の表記方法）」を参照のこと。（表記方法の変更は，定款変更認可申請が必要。）

**ウ　公告の方法の変更（法第31条第１項第15号，法施行規則第4条第1項第3号）**

1. **定款変更届出に係る手続の流れ**

①定款変更の内容を整理した上，法人担当課まで事前相談を行う。

②理事会で，必要事項（定款変更の事項）について決議するとともに，評議員会の開催

（日時・場所・議題・議案（定款変更に関する議案））を決議する。

③評議員会で，定款変更について，評議員数の３分の２以上の同意により決議する。

④「定款変更届」（必要な書類を添付）を１部提出する。

※なお，「定款変更届」で足りる事項と「定款変更認可申請」が必要な事項を，同時に

定款変更する場合は，届出事項を含めた１件の定款変更認可申請（２部）をすること。

※また，当該定款変更が法人の登記事項（組合等登記令第２条第２項）に関する変更であれば，定款変更内容を法務局にて登記する必要がある。

**（４） 提出書類**

**ア　提出書類一覧表**

　（ア）別紙「定款変更届出書類一覧表」及び「チェックリスト」を参照すること。

（○印…必要な書類，△印…該当する場合のみ必要な書類）

書類一覧表のうち，必要なものについて一覧表の順に並べて１部提出すること。

（イ）官公庁等が発行する書類は，正本１部に原本を添付すること。

法人においては，所轄庁に提出した定款変更届出書と同一のものを保管すること。

**イ　提出先**

（ア）法人所轄庁が県の場合（提出書類の担当課宛先等）

 　　　○宛　先 「広島県健康福祉局地域福祉課法人指導検査担当　宛」

○住　所　〒730－8511　広島市中区基町10番52号

○電　話　082－513－3149（ダイヤルイン）

（イ）法人所轄庁が市町の場合

　市町の社会福祉法人担当課に事前相談したうえで，提出してください。

**ウ　提出部数　１部**（正本１部）

　　　○Ａ４サイズに，別紙「定款変更届出書類一覧表」の順に綴じて提出すること。

○届出書の次に，添付書類目録（添付書類の名称を記載した書類）を添付すること。

別紙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　定款変更届出書類一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　 | 　変更事項 | 事務所所在地の変更 | 基本財産の増加 | 公告の方法の変更 | 備　 考 |
|  |  | 　 | 土地 | 建物 | 基金 |
| 添付書類 |  |
| 1 | 基本書類 | 定款変更届出書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙様式１） |
| 2 | 添付書類目録 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙ひな型） |
| 3 | 理事会議事録（写） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 4 | 評議員会議事録（写） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 5 | 変更後の定款 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「変更後の定款」と記載した書類（１枚）を添付 |
| 6 | 現行の定款 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「現行の定款」と記載した書類（１枚）を添付 |
| 7 | 決算書 | ― | ○ | ○ | ○ | ― | （法人全体の計算書類及び注記・財産目録） |
| 8 | 　　　　　　　　施設整備関係等書類（不動産関係書類） | 施設整備結果報告書 | ― | ○ | ○ | ― | ― | （別紙様式２） |
| 9 | 補助金等の決定書（写） | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 10 | 助成金決定書（写） | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 11 | 借入金決定書（写）又は借入金受理証明書（写）等 | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 12 | 償還計画表 | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 13 | 償還金贈与契約書（写） | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 14 | 建築資金贈与契約書（写）　 | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 15 | 工事関係契約書（写し），領収書（写） | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 16 | 不動産売買契約書（写）・領収書（写），不動産贈与契約書（写）・不動産の価格評価書等 | ― | ○ | △ | ― | ― |  |
| 17 | 不動産登記事項証明書 | ― | ○ | ○ | ― | ― | １部は原本，１部は写 |
| 18 | 不動産貸借契約書（写） | ― | ― | △ | ― | ― | 建物の敷地が貸借の場合 |
| 19 | 土地の公図 | ― | ○ | ― | ― | ― | １部は原本，１部は写 |
| 20 | 建築確認書（写），検査済証（写） | ― | ― | ○ | ― | ― |  |
| 21 | 図面（位置図・配置図・平面図） | ○ | ○ | ○ | ― | ― | 該当箇所を明示 |
| 22 | その他の書類 | 事務所所在地の分かる資料(写) | ○ | ― | ― | ― | ― | 所在地の市町の発行した通知等の写し |
| 23 | 不動産貸借契約書（写） | △ | ― | ― | ― | ― |  |
| 24 | 残高証明書 | ― | ― | ― | ○ | ― | １部は原本，１部は写 |
| 25 | その他必要な資料 | △ | △ | △ | △ | △ |  |

※「添付書類目録（別紙ひな型）」及び「（別紙様式２）施設整備結果報告書」の作成については，「定款変更認可申請書類」の記入例を参照。

別紙様式1

社会福祉法人定款変更認可申請書の「記入例」を参照すること。

**記入例**

定款変更（届出事項）は，評議員会の議決日をもって，その効力を生じる。（認可事項を除く。）

|  |
| --- |
| 　　社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届 出 書　 |
| 届出者 | 主たる事務所の 所 在 地 | 広島県○○市○町○丁目□□番△△号 |
| ふりがな名　　　　称 | しゃかいふくしほうじん　　 ○○かい社会福祉法人　　 ○○会 |
| 理事長の氏名 | 理事長　広　島　次　郎　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 届　出 年 月 日 | 　　令和○○年○○月○○日 |
| 定款変更の内容及び理由 | 内　　　　　　　　　　容 | 理　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| 左右を対照・並列にして記載（事務所の所在地）第４条　この法人の事務所を広島県広島市中区◇◇番○○号に置く。（資産の区分）第１８条（１）建物　（イ）～（ハ）　（略）土地には，地目も記載すること。（２）土地　（イ）～（ハ）　（略）変更する項，（号）の単位で記載すること。　（略）　附則（平成○○年○月○日広島県知事認可）この定款の変更は，広島県知事の変更認可があった日から施行する。　（略）施行日に，定款変更に係る「評議員会の決議日」を記入すること。 | 理由は，変更か所ごとに，具体的に記載すること。（事務所の所在地）第４条　この法人の事務所を広島県広島市中区□□番△△号に置く。（資産の区分）第１８条資産は，不動産登記簿の表記どおりに記載すること。（１）土地　（イ）～（ハ）　（略）　（ニ）広島県○○市△△町一丁目○○番所在の◇◇保育園　敷地（宅地　○○○．○○平方メートル）（２）建物　（イ）～（ハ）　（略）（ニ）広島県○○市△△町一丁目○○番地所在の鉄筋コンクリート陸屋根○階建◇◇保育園園舎　１棟（延○○○．○○平方メートル）※定款の基本財産の表記を条文内から別表に変更する場合は，定款変更認可申請が必要となることに留意すること。（略）　附則（平成○○年○月○日広島県知事認可）この定款の変更は，広島県知事の変更認可があった日から施行する。　（略）　附則（令和○○年○○月○○日広島県知事届出）この定款の変更は，令和○○年○○月○○日から施行する。 | 法人事務所の移転土地の新規取得建物の新規取得定款変更に伴う附則の追加 |

別紙様式１

|  |
| --- |
| 社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届 出 書 |
| 届　出者 | 主たる事務所の 所 在 地 |  |
| ふりがな名　　　　称 |  |
| 理事長の氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 届　出 年 月 日 |  |
| 定款変更の内容及び理由 | 内　　　　　　　　　　容 | 理　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |